

第64期 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：1956

NDS株式会社

開催日時

平成30年6月22日（金曜日）

午前10時

開催場所

名古屋市中区千代田二丁目15番18号

名古屋通信ビル 2階ホール

議決権行使期限

平成30年6月21日（木曜日）

午後5時30分

目次

第64期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類	
第1号議案	
剰余金の処分の件……………	5
第2号議案	
当社とコムシスホールディングス株式 会社との株式交換契約承認の件……………	6
第3号議案	
取締役1名選任の件……………	20
添付書類	
事業報告……………	21
連結計算書類……………	39
計算書類……………	41
監査報告書……………	43

(証券コード 1956)
平成30年6月1日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田二丁目15番18号
N D S 株 式 会 社
取締役社長 玉 村 知 史

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区千代田二丁目15番18号 名古屋通信ビル 2階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

3 頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

5. その他株主総会招集に関する事項

法令および定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nds-g.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ①事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤計算書類の「個別注記表」
- ⑥株主総会参考書類 第2号議案に関する事項の「コムシスホールディングス株式会社の定款の定め」
- ⑦株主総会参考書類 第2号議案に関する事項の「コムシスホールディングス株式会社の最終事業年度（平成30年3月期）に係る計算書類等の内容」

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①から⑤の「会社の新株予約権に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nds-g.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主様へのお土産はご用意しておりません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

場所 名古屋市中区千代田二丁目15番18号
名古屋通信ビル 2階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳しくは4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- 議決権の行使は、平成30年6月21日（木曜日）当社営業時間終了時（午後5時30分）までのご行使分が有効です。
- スマートフォンなどで議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトに接続されます。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービスによっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」を変更していただきます。
- パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることの確認に必要なため、大切にお取り扱いください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従って手続き願います。
- 今回ご案内するパスワードおよび株主様ご本人が登録されたパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします）。

3 議決権行使のお取り扱い

- 複数回議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4 その他

- インターネットにより議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）などは株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号： **0120-652-031**（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業活動を通じた確実な利益確保のもと、資本効率性、財務健全性等を総合的に勘案した株主還元と内部留保を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおり、平成30年3月期の連結業績を踏まえ、普通配当50円に特別配当25円を加え、合わせて1株につき75円とさせていただきますと存じます。これにより年間配当金は、中間配当金50円（普通配当50円）と合わせて、1株当たり125円（普通配当100円、特別配当25円）となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金75円（普通配当50円、特別配当25円）
総額438,731,550円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日

第2号議案 当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社およびコムシスホールディングス株式会社（以下、「CHD」といいます。）は、平成30年5月8日開催のそれぞれの取締役会において、CHDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により経営統合を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、CHDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、本株式交換をCHDの株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日（平成30年10月1日）に先立ち、当社の株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）および株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）において平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

また、公共・民間分野におきましては、政府が主導する国土強靱化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資および東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待される一方で、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

CHDグループは、NTTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を全国規模で行うリーディングカンパニーであり、この中核事業に加えて、公共および一般のお客様に向けたネットワークやサーバー構築などのICT事業、ガス・水道等ライフライン設備の構築事業、電線類の地中化事業、ならびに太陽光発電事業などのエネルギー関連事業にも注力しております。

一方、当社グループは、東海・北陸圏においてN T Tグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を担っている他、東海・北陸圏に加え首都圏・関西圏において、官公庁および一般企業からの通信設備・電気・土木等の工事請負、I C T関連事業、半導体製造装置設置・保守事業、情報システム開発事業、交通系電子マネー決済事業等の拡大に注力しております。

通信建設業界を取り巻く競争環境を踏まえ、今後予想されるこのような厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、対象地域、事業分野等について互いの強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携を行うことが必要となります。当社とC H Dは、株式交換を通じた経営統合を実現することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善の策であると判断いたしました。

当社グループおよびC H Dグループは、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウおよびI Tプラットフォームの共有・活用による効率化など、当社グループおよびC H Dグループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株 式 交 換 契 約 書（写）

コムシスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びNDS株式会社（以下「乙」という。）は、平成30年5月8日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲 商号：コムシスホールディングス株式会社
住所：東京都品川区東五反田二丁目17番1号
- 乙 商号：NDS株式会社
住所：愛知県名古屋市中区千代田二丁目15番18号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1.甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に2.07を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2.甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.07株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3.甲が前2項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年10月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1.甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。

2.乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会（以下「株式交換承認総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。

第7条（善管注意義務）

- 1.甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理、運営を行うものとし、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせる。
- 2.甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行い又は行わせる場合には、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の消却）

乙は、乙が基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全てを、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時をもって消却する。

第9条（新株予約権の消却等）

- 1.乙は、効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の全てにつき、無償取得した上での消却その他の方法により消滅させるものとする。
- 2.乙は、前項に定める本新株予約権の消滅の手續及び条件については、甲と協議し合意の上、決定するものとする。

第10条（剰余金の配当）

- 1.甲及び乙は、それぞれの平成30年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1)甲においては、普通株式1株当たり金25円
 - (2)乙においては、普通株式1株当たり金75円

- 2.甲及び乙は、それぞれの平成30年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1)甲においては、普通株式1株当たり金30円
 - (2)乙においては、普通株式1株当たり金50円
- 3.甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条（本契約の変更等）

本締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の承認が得られなかった場合、(ii)乙において、効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株式交換承認総会において本契約の承認が得られなかった場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に際して効力発生前に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。）、又は(iv)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1.本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
- 2.本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月8日

甲 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役社長 加賀谷 卓 （印）

乙 愛知県名古屋市中区千代田二丁目15番18号
NDS株式会社
代表取締役社長 玉村 知史 （印）

3. 交換対価の相当性に関する事項

（1）交換対価の総数の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	CHD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換にかかる割当比率	1	2.07
本株式交換により交付する株式数	CHDの普通株式：12,108,990株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、CHDの普通株式2.07株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付するCHDの株式数

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における当社の株主に対して、その保有する当社の普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のCHDの普通株式を割当交付いたします。本株式交換に際して交付するCHDの普通株式は、全てCHDが保有する自己株式（平成30年3月31日現在：26,382,145株）を充当し、新株式は発行しない予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得および消却等、ならびに当社が発行する新株予約権の行使による当社株式の発行等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 当社および当社の子会社が保有し、またはCHDの子会社が取得するCHDの普通株式について本株式交換により株式交換完全子会社となる当社ならびにその子会社である大日通信株式会社および日本技建株式会社は、株式交換完全親会社となるCHDの普通株式（平成30年3月31日現在、それぞれ229,833株ならびに9,283株および4,635株）を保有しております。また、CHDの子会社である株式会社T O S Y Sは当社の普通株式（平成30年3月31日現在：16,976株）を保有しているところ、本株式交換により、基準時に保有する当社の普通株式に対してCHDの普通株式が割当交付される予定です。

各社が基準時に保有するCHDの普通株式については、本株式交換の効力発生日以降において子会社の有する親会社株式となるため、当該CHDの普通株式について、会社法第135条第3項の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、CHDの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、CHDの単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

①単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項およびCHDの定款の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有するCHDの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のCHDの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がCHDに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の株主に交付されるCHDの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のCHDの普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる当社の株主にお支払いします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠および理由

CHDは、下記(4)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、CHDの第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。))を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、CHDが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社は、下記(4)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社(以下、「SMBC日興証券」といいます。))を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるSMBC日興証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、当社がCHDに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、平成30年5月8日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

(ii) 算定に関する事項

ア 算定機関の名称ならびに両社との関係

CHDのフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)である三菱UFJモルガン・スタンレー証券および当社のフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)であるSMBC日興証券は、いずれもCHDおよび当社から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、ＣＨＤおよび当社の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成30年5月7日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるＣＨＤ株式ならびに東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部における当社株式のそれぞれの、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間ならびに６ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「ＤＣＦ分析」といいます。）を採用し、算定を行いました。

なお、当社の普通株式１株に対して割当てるＣＨＤの普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価分析	1.47 ～ 1.59
類似企業比較分析	1.24 ～ 1.70
ＤＣＦ分析	1.58 ～ 2.14

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報で三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社およびそれらの関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査等を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査またはその実在性の検証の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の算定は、平成30年5月7日までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたもので

あることを前提としております。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性および妥当性について意見を表明するものではありません。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券がＤＣＦ分析による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありませんが、本株式交換の実施に伴う一部のコスト削減効果は考慮しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、両社の株式交換比率について、ＣＨＤは東京証券取引所市場第一部に、当社は東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月7日を算定基準日とし、算定基準日以前の１ヶ月間および３ヶ月間の株価終値単純平均値）を、両社とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似上場会社比較法を、更に将来の事業活動の状況を算定に反映させるためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）を用いて算定を行いました。なお、ＳＭＢＣ日興証券による株式交換比率算定書は、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価手法による当社の普通株式１株に対するＣＨＤの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりになります。

算定方式	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.52 ～ 1.59
類似上場会社比較法	1.42 ～ 2.37
ＤＣＦ法	1.58 ～ 2.40

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により

現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、SMB C日興証券の株式交換比率の算定は、平成30年5月7日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社およびCHDは、当社株式にかかる本株式交換の交換対価として、CHD株式を選択いたしました。

当社は、CHD株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、引き続き流動性を有するため取引機会が確保されること、および、当社株主の皆様がCHD株式を交換対価として受けとる場合には、本株式交換による当社の完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上の効果を享受することが可能であること等を考慮して、CHD株式を交換対価として選択いたしました。

(3) 完全親会社となるCHDの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するCHDの資本金および準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従い、CHDが決定いたします。これは、会社計算規則およびその他公正な会計基準等に基づくものであり、またCHDの資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると判断しております。

(4) 当社の株主の利害を害さないようにした留意事項

①公正性を担保するための措置

CHDおよび当社は、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。

CHDは、CHDおよび当社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、CHDは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、CHDは、両社から独立した法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券を選定し、平成30年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（１）②（ii）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、ＳＭＢＣ日興証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、当社は、両社から独立した法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

②利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、ＣＨＤおよび当社は親会社と子会社の関係にはなく、また両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じておりません。

4. 交換対価について参考となるべき事項

（１）株式交換完全親会社の定款の定め

ＣＨＤの定款は、法令および当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nds-g.co.jp>）に掲載しております。

（２）交換対価の換価の方法に関する事項

①交換対価を取引する市場

ＣＨＤの普通株式は、東京証券取引所市場第一部にて取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

ＣＨＤの普通株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（平成30年5月8日）の前営業日を基準として、1ヶ月間および3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるCHDの普通株式の終値の平均は、それぞれ2,946円および2,824円です。

なお、CHDの普通株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp>）等でご覧いただけます。

(4) CHDの過去5年間にその末日が到来した各事業年度にかかる貸借対照表の内容

CHDはいずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社の発行する新株予約権については、平成30年6月22日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までの取締役会が別途定める日において、権利行使されていない当該新株予約権の全てを当初の発行条件に従い無償で取得し、消却その他の方法により消滅させる予定であるため、本株式交換に際して、当該新株予約権に変わるCHDの新株予約権の交付は行いません。

なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。

6. 株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

CHDの最終事業年度（平成30年3月期）に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nds-g.co.jp>）に掲載しております。

7. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 株式会社SYSKENとの間の株式交換契約の締結

CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、株式会社SYSKEN（以下、「SYSKEN」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で、SYSKENとの間で、株式交換契約書を締結いたしました。

(2) 北陸電話工事株式会社との間の株式交換契約の締結

CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、平成30年10月1日を効力発生日として、CHDを株式交換完全親会社、北陸電話工事株式会社（以下、「北陸電話」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、同日付で、北陸電話との間で、株式交換契約書を締結いたしました。

(3) 自己株式の取得

CHDは、平成30年5月8日に開催された取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- ①自己株式の取得を行う理由：株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。
- ②取得対象株式の種類：CHD普通株式
- ③取得し得る株式の総数：200万株（上限）
- ④取得価額の総額：50億円（上限）
- ⑤取得期間：平成30年5月9日から平成31年3月31日まで

8. 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役佐藤 信久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
新任 まつ い もと なり 松 井 基 成 (昭 和 3 4 年 1 0 月 2 0 日 生)	昭和54年 10月 日本電信電話公社入社 平成21年 7月 西日本電信電話株式会社 名古屋支店設備部長 平成24年 7月 株式会社N T T ホームテクノ 取締役東海支店長 平成25年 10月 株式会社N T T フィールドテクノ 取締役東海支店長 平成27年 7月 当社入社 平成27年 7月 当社N T T 事業本部担当部長 平成27年 8月 当社N T T 事業本部名古屋支店長 平成28年 6月 当社執行役員N T T 事業本部名古屋支店長 平成29年 6月 当社常務執行役員N T T 事業本部名古屋支店長 (現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社のN T T 設備事業について豊富な経験を有するとともに、人格・見識とも優れ、企業価値向上に貢献が期待できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。	600株

注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善等により緩やかに回復しているものの、海外における政治経済情勢や金融市場の不安定な動向により、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの事業に大きく関係する情報通信分野では、光アクセスサービスの契約件数は光コラボレーションモデル※1等による新たな需要の拡大により緩やかに増加しているものの、固定通信設備への投資は引き続き減少傾向にあります。モバイルサービスでは、様々なサービスの普及・拡大に伴うトラフィックの増大に対応するため、ネットワークシステムの大容量化・高速化に向けた投資が継続されました。

公共・民需分野では、I o T※2やビッグデータ※3、人工知能（A I）等を活用した新たなI C Tサービスやビジネスモデルの創出が拡大しました。また、政府が主導する国土強靱化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資が拡大しました。

このような事業環境のなか、当社グループは2018年度を到達年度とした3ヵ年中期経営計画“チャレンジー2018”を達成すべく、「売上高と利益の確保・拡大」「人財の育成と活力ある職場づくり」「安全・品質の追求」「グループ経営基盤の強化」の4つの基本方針に沿った取り組みを推進してまいりました。

具体的には、通信事業各社からの設備建設工事に加え、設備保守業務等の受注確保・拡大に努めるとともに、東海圏をはじめ首都圏・関西圏においても官公庁および一般企業からの道路関連通信設備工事や建物内電気・通信設備工事、土木工事、I C T関連事業等の受注拡大に注力してまいりました。また、資格取得の推奨等による技術者育成、組織体制の見直しによる品質管理体制の強化のほか、「くるみん」認定を受ける等働き方改革も進めてまいりました。グループ会社におきましては、半導体製造装置設置・保守事業や情報システム開発事業の拡大に努めたほか、交通系電子マネー決済事業等の拡大にも注力してまいりました。

※1 光コラボレーションモデル…

NTTグループの光アクセスサービスの提供を受けた事業者が、自社サービスと組み合わせてサービスを提供するモデル

※2 I o T (Internet of Things) …様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続または相互に通信すること

※3 ビッグデータ…I C Tの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高795億96百万円（前期比103.8%）、売上高780億13百万円（前期比107.2%）、営業利益36億79百万円（前期比147.7%）、経常利益41億42百万円（前期比141.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益24億75百万円（前期比122.0%）となりました。

なお、事業セグメント別の連結経営成績は次表のとおりです。

【連結受注高・連結売上高・連結営業利益などの状況】

事業セグメント	連結受注高 百万円 (前期比%)	連結総受注高 百万円 (前期比%)	連結売上高 百万円 (前期比%)	シェア % (前期シェア%)	連結営業利益 百万円 (前期比%)
総合エンジニアリング事業	59,103 (103.1)	67,940 (108.3)	58,058 (107.7)	74.4 (74.1)	2,383 (162.2)
ICTソリューション事業	18,864 (105.5)	22,236 (107.3)	18,397 (106.0)	23.6 (23.8)	1,205 (132.5)
住宅不動産事業	1,628 (109.3)	1,781 (108.1)	1,557 (104.1)	2.0 (2.1)	61 (77.0)
消去または全社	—	—	—	—	28
計	79,596 (103.8)	91,958 (108.0)	78,013 (107.2)	100.0 (100.0)	3,679 (147.7)

(注) 総受注高：前期の繰越受注高+当期の受注高
シェア：総売上高に対する各事業セグメントの割合

【事業セグメント別の状況】

① 総合エンジニアリング事業

繰越工事の完成に加え、当期受注も好調に推移したことにより、売上高、営業利益は前期に比べていずれも増加しました。

② ICTソリューション事業

ICT事業、ビジネスサポート事業の拡大により、受注高、売上高、営業利益は前期に比べていずれも増加しました。

③ 住宅不動産事業

分譲戸建住宅の販売増加、賃貸事業の拡大により、受注高、売上高は前期に比べて増加しましたが、営業利益は減少しました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は23億97百万円で、その内容を大別しますと、施工能力維持のための工事用車両更新等に3億99百万円、支店社屋改修などの建物整備等に9億68百万円、器具・備品等に6億3百万円、賃貸用建物等に3億16百万円、グループ情報システムの更改等に1億10百万円であります。

(4) 対処すべき課題

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

公共・民需分野におきましては、政府が主導する国土強靱化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資および東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待されます。

このような経営環境のなか、N D Sグループは、企業理念「私たちは、すべてのお客様に『感動』していただくために、情熱をもって、信頼の技術と品質、サービスを提供します。」のもと、グループビジョン「ソリューション&エンジニアリング企業グループとしてビジネスの拡大を図り、さらなる成長を目指します。」の実現に向け、平成28年度からスタートした3ヵ年中期経営計画“チャレンジ2018”で掲げる平成30年度（2018年度）経営目標連結売上高800億円、連結営業利益32億円（営業利益率4.0%）を達成すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

①売上高と利益の確保・拡大

- ・通信設備事業の収益拡大と生産性の向上
- ・総合設備事業、I C Tソリューション事業の拡大

②人財の育成と活力ある職場づくり

- ・全社員が活躍できる明るく活力ある企業風土の定着
- ・各種技術資格の取得推進

③安全・品質の追求

- ・安全、安心な職場の構築
- ・工事品質、サービス品質の確保による顧客満足度の向上

④グループ経営基盤の強化

- ・グループ連携の最適化による連結業績の向上
- ・企業価値の最大化に向けたC S R経営の深化

一方、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。こうした市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けてさらなる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

そこで当社は、第64期定時株主総会「第2号議案 当社とコムシスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が承認される前提の下、コムシスホールディングスとの経営統合により対象地域、事業分野等について互いの強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携によりシナジーを追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

引き続き、株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 61 期 (平成27年3月期)	第 62 期 (平成28年3月期)	第 63 期 (平成29年3月期)	第 64 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	72,893	74,380	72,760	78,013
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,745	1,935	2,028	2,475
1株当たり当期純利益 (円)	294.97	329.03	348.96	425.20
総 資 産 (百万円)	63,289	65,121	66,896	70,959
純 資 産 (百万円)	38,135	38,858	41,079	43,462
1株当たり純資産額 (円)	6,049.42	6,346.94	6,728.32	7,159.81

(注) 当社は、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は当該株式併合が第61期の期首に行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百 万 円)	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
愛 知 N D S 株 式 会 社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
北 東 通 信 建 設 株 式 会 社	17	51.0	電気通信設備、電気設備施工
豊 橋 N D S 株 式 会 社	30	100.0	電気通信設備、電気設備施工
大 日 通 信 株 式 会 社	30	51.0	電気通信設備、電気設備施工
静 岡 N D S 株 式 会 社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
東 邦 工 事 株 式 会 社	28	51.0	電気通信設備、電気設備施工
浜 松 N D S 株 式 会 社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
浜 松 通 信 施 設 株 式 会 社	61	100.0	電気通信設備、電気設備施工
岐 阜 N D S 株 式 会 社	25	100.0	電気通信設備、電気設備施工
三 重 N D S 株 式 会 社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
三 通 建 設 工 事 株 式 会 社	35	51.0	電気通信設備、電気設備施工
み つ ば し テ ク ノ 株 式 会 社	162	42.9	電気通信設備、電気設備施工
日 本 技 建 株 式 会 社	100	100.0	電気通信設備、電気設備、一般土木施工
株 式 会 社 N D S ネ ッ ト ワ ー ク	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
N D S イ ン フ ォ ス 株 式 会 社	100	100.0	システム開発、情報処理サービス
株 式 会 社 エ ヌ サ イ ト	50	100.0 (100.0)	システム開発、情報処理サービス
株 式 会 社 エ ヌ デ ィ エ ス リ ー ス	149	100.0	車両、OA機器、工具等の リース・レンタル
N D S ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社	30	84.0	半導体製造装置等の設置・保守 サービス、人材派遣事業
N D S メ ン テ 株 式 会 社	10	100.0	ビル管理、住宅リフォーム
東 名 通 信 工 業 株 式 会 社	50	61.1 (10.0)	通信機器の製造、販売、修理
N D S ア イ コ ス 株 式 会 社	43	100.0	セールスアウトソーシング事業
ブ リ ッ ジ ・ モ ー シ ョ ン ・ ト ュ モ ロ ー 株 式 会 社	417	61.7	VODソリューション事業
N D S , T S 株 式 会 社	80	100.0	モバイル機器性能評価事業

(注) 1.出資比率欄の()内は、間接出資比率を内数として表示しております。

2.当社は、平成29年10月2日付にて、浜松通信施設株式会社の株式22千株を追加取得し、完全子会社といたしました。

3.当社は、平成30年3月20日付にて、ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社の株式2千株を追加取得しました。

4.当社の完全子会社である浜松NDS株式会社および浜松通信施設株式会社は、平成30年4月1日を効力発生日として、
浜松NDS株式会社を存続会社、浜松通信施設株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
総合エンジニアリング事業	情報通信設備の設計・施工・保守 ケーブル設備の設計・施工・保守 モバイル設備の設計・施工・保守 ネットワーク設備の設計・施工・保守 土木設備の設計・施工・保守 電気設備の設計・施工・保守 I T S、E T C関連施設の設計・施工・保守 省エネルギー関連 等
I C Tソリューション事業	I C T・情報サービスの開発・設計・運用・保守 I C Tシステム等の開発・設計・施工・運用・保守 映像通信サービスの提供・運用・保守 情報通信機器販売・製造・修理・性能評価 車両・機器等のリース・レンタル・メンテナンス 半導体製造装置等の設置・保守サービス 人材派遣事業 等
住 宅 不 動 産 事 業	分譲戸建・分譲マンションの販売・リフォーム 不動産の売買・賃貸、コンサルティング、仲介 等

(8) 主要な拠点等

①当社

本 社：名古屋市中区千代田二丁目15番18号

区 分	名 称	お よ び 所 在 地
本 事 業 本 部 部	N T T 事 業 本 部	愛 知 県 名 古 屋 市
	モ バ イ ル ネ ッ ト 事 業 本 部	
	I C T サービスビジネス本部	
	住 宅 不 動 産 事 業 本 部	
	安 全 品 質 管 理 本 部	
支 社	社 会 イ ン フ ラ 事 業 本 部	愛 知 県 あ ま 市
	東 京 支 社	東 京 都 港 区
支 店	関 西 支 社	大 阪 府 大 阪 市
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
	豊 橋 支 店	愛 知 県 豊 橋 市
	静 岡 支 店	静 岡 県 静 岡 市
	浜 松 支 店	静 岡 県 浜 松 市
	岐 阜 支 店	岐 阜 県 岐 阜 市
	三 重 支 店	三 重 県 津 市
	北 陸 支 店	石 川 県 金 沢 市
研 究 所	長 野 支 店	長 野 県 長 野 市
	テ ク ノ ロ ジ ー 総 合 セ ン タ	愛 知 県 犬 山 市

(注) 平成30年4月1日付にて、「東京支社」を「東日本本部」に名称変更しております。

②子会社

名 称	所 在 地
愛 知 N D S 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市
北 東 通 信 建 設 株 式 会 社	本社：愛知県一宮市
豊 橋 N D S 株 式 会 社	本社：愛知県豊橋市
大 日 通 信 株 式 会 社	本社：愛知県豊田市
静 岡 N D S 株 式 会 社	本社：静岡県静岡市
東 邦 工 事 株 式 会 社	本社：静岡県静岡市
浜 松 N D S 株 式 会 社	本社：静岡県浜松市
浜 松 通 信 施 設 株 式 会 社	本社：静岡県浜松市
岐 阜 N D S 株 式 会 社	本社：岐阜県岐阜市
三 重 N D S 株 式 会 社	本社：三重県津市
三 通 建 設 工 事 株 式 会 社	本社：三重県松阪市
み つ ぼ し テ ク ノ 株 式 会 社	本社：石川県金沢市
日 本 技 建 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市
株 式 会 社 N D S ネ ッ ト ワ ー ク	本社：愛知県名古屋市
N D S イ ン フ ォ ス 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市
株 式 会 社 エ ヌ サ イ ト	本社：神奈川県横浜市
株 式 会 社 エ ヌ デ ィ エ ス リ ー ス	本社：愛知県名古屋市
N D S ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市
N D S メ ン テ 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市
東 名 通 信 工 業 株 式 会 社	本社：愛知県稲沢市
N D S ア イ コ ス 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	本社：東京都渋谷区
N D S . T S 株 式 会 社	本社：神奈川県横浜市

(注) 当社の完全子会社である浜松NDS株式会社および浜松通信施設株式会社は、平成30年4月1日を効力発生日として、浜松NDS株式会社を存続会社、浜松通信施設株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
2,787名	20名 増

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,610百万円
株式会社みずほ銀行	2,062百万円
日本生命保険相互会社	615百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付にて、「株式会社三菱UFJ銀行」に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 5,849,754株 (自己株式446,544株を除く。)

(2) 株主数 4,745名

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
NDSグループ社員持株会	316千株	5.4%
株式会社三菱東京UFJ銀行	283	4.8
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	283	4.8
日本生命保険相互会社	250	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	237	4.0
株式会社アイチコーポレーション	227	3.8
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	200	3.4
三井住友信託銀行株式会社	169	2.8
第一生命保険株式会社	153	2.6
株式会社中京銀行	120	2.0

- (注) 1.持株数、持株比率ともに表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2.当社の自己株式446千株は、上記に含めておりません。
3.持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
4.株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付にて、「株式会社三菱UFJ銀行」に商号変更しております。
5.みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に退職給付信託したものが資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行に留保されております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	伊藤卓志	株式会社東海通信資材サービス 社外取締役 テレビ愛知株式会社 社外取締役 株式会社エフエム愛知 社外取締役 株式会社アイチコーポレーション 社外監査役
代表取締役社長	たまむら 村知史	
常務取締役	あべ 部 宏	経営企画本部長
常務取締役	おち 落 合 正	モバイルネット事業本部長
常務取締役	さ 佐 藤 信 久	NTT事業本部長
取締役	もり 森 英 俊	ICTサービスビジネス本部長
取締役	かき 垣 内 賢 二	社会インフラ事業本部長
取締役	なか 中 村 均	財務部長 兼 グループ事業推進部長
取締役	お 小 川 眞 吾	総務部長 兼 CSR推進部長
取締役	ほん 本 多 立 太 郎	株式会社エフエム愛知 取締役会長
取締役	ふじ 藤 本 和 久	矢作建設工業株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	か 加 藤 正 臣	
監査役	えのき 榎 啓 一	
監査役	みつ 三 矢 金 平	
監査役	よし 吉 川 努	

- (注) 1.取締役本多 立太郎氏および藤本 和久氏は、社外取締役であります。
2.監査役榎 啓一氏および三矢 金平氏は、社外監査役であります。
3.加藤 正臣氏は、平成29年6月23日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任し、同日付をもって監査役に選任され、常勤監査役に就任しました。同氏は、当社財務担当取締役を経験するなど財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.監査役吉川 努氏は、当社財務担当取締役を経験するなど財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.当社は、本多 立太郎氏および藤本 和久氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6.常務取締役齋藤 浩氏、常務取締役井上 和幸氏および取締役望月 明彦氏は、平成29年6月23日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7.監査役長瀬 稔氏は、平成29年6月23日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役（常勤監査役を除く）は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 15名 190,599千円

監査役 5名 38,681千円

- (注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2.上記報酬等の額には、平成29年6月23日開催の第63期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名を含んでおります。
3.上記報酬等の額のうち社外役員4名（取締役2名、監査役2名）の報酬等の額は16,328千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との取引関係

区分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 取 引 関 係
取締役	本 多 立 太 郎	株式会社エフエム愛知 取締役会長	広告代理店を介した番組等の提供および不動産賃貸の取引関係がありますが、その取引高は株式会社エフエム愛知売上高および当社連結売上高のそれぞれ、3%未満、0.1%未満と僅少であり、社外役員の独立性に影響はないと判断しております。
取締役	藤 本 和 久	矢作建設工業株式会社 代表取締役会長	通信設備工事等の取引関係がありますが、その取引高は当社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、社外役員の独立性に影響はないと判断しております。
監査役	榎 啓 一	該当事項はありません。	—
監査役	三 矢 金 平	該当事項はありません。	—

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主 な 活 動 状 況
取締役	本 多 立 太 郎	15回中15回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見から適宜発言するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。 また、報酬等諮問委員会の委員として、役員報酬と役員人事の透明性・合理性判断に際し、重要な役割を果たしております。
取締役	藤 本 和 久	15回中12回 (80%)	—	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見から適宜発言するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	榎 啓 一	15回中15回 (100%)	15回中15回 (100%)	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見を活かし、取締役会では、議案および報告事項に対し適宜質問し、取締役会の意思決定の適切性を監視しております。 また監査役会では、常勤監査役からの監査の実施状況および結果の報告に対し適宜質問し、課題・問題点について活発な意見を述べております。 さらに、報酬等諮問委員会の委員として、役員報酬と役員人事の透明性・合理性判断に際し、重要な役割を果たしております。
監査役	三 矢 金 平	15回中15回 (100%)	15回中15回 (100%)	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見を活かし、取締役会では、議案および報告事項に対し適宜質問し、または意見を述べ、取締役会の意思決定の適切性を監視しております。 また監査役会では、常勤監査役からの監査の実施状況および結果の報告に対し適宜質問し、高度な品質管理・改善の知見に基づき、課題・問題点の指摘とその改善方法について積極的に助言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社の会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度における会計監査人の職務遂行状況や監査計画と監査実績の状況、過年度の監査報酬の推移等を検証した上で、当事業年度の監査計画に係る監査項目別の監査時間、人員配置、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約は締結しておりません。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他当社の業務ならびに企業集団による業務の適正を確保するための体制

NDSグループは、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき構築した、NDSグループの業務の適正を確保する体制（以下「内部統制」という。）について、以下のとおり実施しております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

社内規程に基づき取締役会等の議事録を作成保存するとともに、重要な職務の執行および決裁に係る情報について、記録し適切に管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① NDSグループの各種リスクに関する規程を整備するとともに、以下の6つの専門委員会とそれを統括する「CSR・リスク管理委員会」※¹を設置し、NDSグループのリスク管理体制を構築しております。

ア. コンプライアンス委員会※²

イ. 安全品質管理委員会※³

ウ. 事業投資等委員会※⁴

エ. 重要資産管理委員会※⁵

オ. 情報セキュリティ委員会※⁶

カ. システム開発委員会※⁷

- ② 「CSR・リスク管理委員会」は、各委員会業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。

- ③ 「CSR・リスク管理委員会」は、所定の事項を経営会議ならびに取締役会に付議いたします。

- ④ 「リスク管理規程」のもと、各種リスクを特性に応じて管理し、健全性の維持向上を図っております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制および取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 業務執行体制

ア. 経営会議を月2回から4回の頻度で開催し、よりきめ細かく業務執行を図っております。

イ. NDSグループ全体での各種施策の浸透・課題の共有化を目的とする「NDSグループ戦略会議」を年2回の頻度で開催しております。

② コンプライアンス体制

ア. 「コンプライアンス室」「企業倫理ヘルプライン」を設置し、NDSグループのコンプライアンス体制の推進を図っております。

イ. コンプライアンス規程および内部通報制度に関する規程のもと、常にその実効性の確保に努めております。

ウ. 毎月15日を「企業倫理の日」と定め、社員がコンプライアンスに対する理解を深める機会を設ける等コンプライアンスの周知徹底を図っております。

③ 内部監査体制

内部監査を担当する内部監査室が、NDSグループの内部監査を行っております。

(4) NDSグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制の基本方針の基に、NDSグループ全体に展開しております。また、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の経営に関する管理や指導を行う部門を設置して、定期的な報告会（年4回）を開催し、業務執行状況ならびに財務状況等について、当社およびグループ会社との情報交換を図りながら、必要に応じて指導および助言等を行っております。

(5) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内部監査室・監査役室の構成員の中から補助使用人を選任し、監査諮問委員会※⁸および監査役会の事務局業務も併せて担当しております。

(6) 監査役等の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努め、業務の指揮命令については監査役が行っております。

② 当該補助使用人の人事異動・評価等については、常勤監査役の同意を必要としております。

(7) 取締役および使用人が監査役会へ報告するための体制

① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告いたします。

② 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに該当の専門委員会に報告するとともに、監査役会に報告いたします。

- (8) 監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しています。

- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められるときを除き、会社は速やかに処理をすることとしています。

- (10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、取締役会および他の重要な会議すべてに出席する他、会計監査人の監査に立会い、取締役からも直接業務執行について聴取を行っております。
- ② 常勤監査役ならびに非常勤監査役は、代表取締役との意見交換会を年2回開催し、代表取締役の業務執行について聴取を行うとともに、監査業務の執行について情報の提供を行い、相互認識と信頼関係を深めております。
- ③ 常勤監査役およびグループ会社の監査役によるグループ監査役会議を年2回開催し、グループ全体の内部監査機能を担保しております。
- ④ 監査役は、会計監査人との意見交換会を年4回以上開催し、監査業務の執行について情報の共有を図っております。

- (11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

NDSグループCSR憲章に定める「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」に基づき反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織対応し、利益供与は絶対行わないこととしております。

- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、適正な財務報告を迅速に作成するために、当社の「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、有効性の評価および改善を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

(内部統制の運用状況の概要)

当社グループは、内部統制の遵守とその適切な運用に努めており、運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。なお、当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況

当社およびグループ会社の取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、経営会議規則、文書取扱規程等に基づき、議事録・会議資料等を適切に保存し管理するよう努めました。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループは、リスク管理を重要な経営課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼすリスクを未然に防止すること、事業遂行上の事件・事故等に対して早期発見・早期解決を図ることを目的として、「NDSグループコーポレート・ガバナンス体制」を整備し、リスク管理規程に従い、各リスクに対応した専門委員会を合計35回開催し、健全性の維持向上を図りました。

(3) 職務執行の効率性および適正性の確保に対する取組みの状況

当事業年度には、取締役会を15回、経営会議を47回開催し、会社経営に関する重要な事項等についての審議や各取締役の業務執行状況等について監督し、法令・定款等を遵守した適切な意思決定を行いました。その他、毎月、事業推進会議を開催し、事業の進捗状況や課題・問題点等について情報を共有または協議し、迅速な業務執行に努めました。また、決裁権限規程に基づき、取締役会、経営会議に経営上の重要な事項を付議するとともに、同規程に定められた決裁権限者による決裁を受けたうえで業務を執行いたしました。

(4) コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、コンプライアンス規程および行動指針に基づき、良識と責任のある企業活動に努めるとともに、内部通報制度においては、社内窓口の設置に加え、平成28年10月に社外窓口を開設し、NDSグループ全体におけるコンプライアンスの実効性の向上に努めております。毎月15日の企業倫理の日には、NDSグループ全社員および協力会社社員に対しコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と倫理遵守の意識の浸透に努めました。また、同教育を通じて反社会的勢力との関係遮断の意識向上を図るとともに、取引先との契約書には反社会的勢力排除条項を明記し契約を締結しており、当事業年度においても、この取組みを徹底しました。

(5) N D S グループにおける業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社グループは、四半期に一度、各グループ会社と個別にグループ推進会議を開催し、業務の執行状況や財務状況等について報告を受けるとともに、グループ会社管理規程に従い、あらかじめ定められた事前承認事項および報告事項について毎月提出を受け、業務の進め方や課題・問題等について助言・指導し、当社の業務ならびにグループ経営による業務の適正化を図りました。

(6) 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当事業年度には、監査役会を15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、審議・決議を行いました。監査役は、取締役会および重要な会議等に参加するとともに、会計監査人等と情報交換するほか、グループ会社を含む各事業拠点を訪問し、面談を実施いたしました。また、監査役は、半期に一度、代表取締役社長と重点課題の取組み状況や監査実施状況等について意見交換を行いました。

(7) 財務報告に係る内部統制に対する取組みの状況

C S R 担当役員を長とする内部統制連絡会を四半期に一度開催し、当社およびグループ会社について、重要な事業拠点における内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、現状評価と問題点等を検討・把握することで、継続的な内部統制の実施と有効性の確保に努めました。また、当社グループの引当金の計上等の重要な決算処理について、業務チェックリストに基づき、処理の適切性、正確性、網羅性の確認を徹底し、財務報告の信頼性の確保に努めました。

- ※ 1 ……………ＣＳＲ・リスク管理委員会
 - ・ ＮＤＳグループのＣＳＲ・リスク管理全般に関する基本方針等を立案し、経営会議・取締役会へ付議する。
 - ・ ＮＤＳグループのＣＳＲ・リスク管理に関して発生した事故等の歯止めを実施する。
- ※ 2 ……………コンプライアンス委員会
 - 法令遵守体制が適切に運用されるよう監査・指導・助言を行い、問題発生時は、解決、再発防止の基本方針を策定する。
- ※ 3 ……………安全品質管理委員会
 - ・ ＮＤＳグループにおける人身・設備事故、施工・品質不良、納期超過、クレーム等（以下「事故・クレーム等」という。）の未然防止を図る。
 - ・ ＮＤＳグループ内で発生した事故・クレーム等について、その原因を究明し、再発防止施策等を検討するとともに、ＣＳＲ・リスク管理委員会へ報告する。
 - ・ ＣＳＲ・リスク管理委員会で決定された事項について、関係する事業本部、グループ会社等へ展開・定着を図る。
- ※ 4 ……………事業投資等委員会
 - 新規事業、新規サービス、新商品の立上げおよび導入にあたり、経営上のリスク等を審議し、円滑な運営と迅速な意思決定を図る。
- ※ 5 ……………重要資産管理委員会
 - ＮＤＳグループの重要資産管理に関する企画・立案をするとともに、ＮＤＳグループの重要資産について、事故等が発生した場合は、事実確認、原因究明、対策立案を審議する。
- ※ 6 ……………情報セキュリティ委員会
 - ・ 情報セキュリティの重要性をＮＤＳグループ内に周知し、情報資産の保護の推進を図る。
 - ・ ＮＤＳグループにおける情報資産に関わる事件・事故の未然防止および早期発見・早期解決を図る。
 - ・ ＮＤＳのＩＳＭＳに関わる重要な事項についての審議および立案を行う。
- ※ 7 ……………システム開発委員会
 - ・ ＮＤＳグループのＩＴガバナンスの目標を達成するために、ＩＴ関連の問題の統治と監視に関する重要事項についての審議および立案を行う。
 - ・ ＮＤＳグループの情報システムの最適化を図る。
 - ・ 新技術の開発・導入・検証にあたり、経営上のリスク等を審議し、円滑な運営と迅速な意思決定を図る。
- ※ 8 ……………監査諮問委員会
 - 内部監査室と監査役会の連絡協議機関であり、各事業部・支店等で実施された内部監査（会計監査・業務監査等）の状況を把握するとともに、「ＣＳＲ・リスク管理委員会」の決議内容を精査する。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	38,530	流 動 負 債	18,567
現 金 及 び 預 金	8,436	支払手形・工事未払金等	6,917
受取手形・完成工事未収入金等	23,151	短 期 借 入 金	5,499
リース債権及びリース投資資産	2,416	リ ー ス 債 務	276
未 成 工 事 支 出 金 等	1,638	未 払 法 人 税 等	1,109
仕 掛 不 動 産	781	未 成 工 事 受 入 金 等	81
販 売 用 不 動 産	846	賞 与 引 当 金	1,872
繰 延 税 金 資 産	818	役 員 賞 与 引 当 金	58
そ の 他 流 動 資 産	477	工 事 損 失 引 当 金	22
貸 倒 引 当 金	△37	そ の 他 流 動 負 債	2,728
固 定 資 産	32,428	固 定 負 債	8,929
有 形 固 定 資 産	17,281	長 期 借 入 金	3,371
建 物 ・ 構 築 物	5,188	リ ー ス 債 務	837
機械・運搬具・工具器具備品	2,870	繰 延 税 金 負 債	1,043
土 地	8,916	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	218
貸 与 資 産	169	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,064
建 設 仮 勘 定	135	そ の 他 固 定 負 債	393
無 形 固 定 資 産	281	負 債 合 計	27,496
ソ フ ト ウ ェ ア	212	純 資 産 の 部	
そ の 他 無 形 固 定 資 産	69	株 主 資 本	36,985
投 資 そ の 他 の 資 産	14,866	資 本 金	5,676
投 資 有 価 証 券	12,711	資 本 剰 余 金	4,507
長 期 貸 付 金	170	利 益 剰 余 金	28,301
繰 延 税 金 資 産	320	自 己 株 式	△1,500
そ の 他 投 資 等	1,995	その他の包括利益累計額	4,785
貸 倒 引 当 金	△332	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,515
資 産 合 計	70,959	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	270
		新 株 予 約 権	219
		非 支 配 株 主 持 分	1,472
		純 資 産 合 計	43,462
		負 債 純 資 産 合 計	70,959

連結損益計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			78,013
売 上 原 価			67,983
売 上 総 利 益			10,029
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,350
営 業 利 益			3,679
営 業 外 収 益			653
受 取 利 息 配 当 金	285		
そ の 他	368		
営 業 外 費 用			189
支 払 利 息	61		
そ の 他	128		
経 常 利 益			4,142
特 別 利 益			3
固 定 資 産 売 却 益	0		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2		
特 別 損 失			367
減 損 損 失	259		
そ の 他	107		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			3,778
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			1,477
法 人 税 等 調 整 額			△140
当 期 純 利 益			2,441
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△34
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,475

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産			23,788	流 動 負 債			11,962
現 金 ・ 預 金			2,367	支 払 手 形			27
受 取 手 形			257	工 事 未 払			5,704
完 成 工 事 未 収 入 金			15,870	買 断 期 間 未 払 借 入 金			267
売 掛 金			2,211	一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金			1,538
未 成 工 事 支 出 金			302	リ 未 払 法 人 税 等 用 金			1,399
仕 掛 不 動 産			781	未 払 消 費 税 入 金			50
販 売 用 不 動 産			846	未 成 工 事 引 当 金			161
商 材			89	未 預 賞 役 工 所 定 期 一 延 税 金 引 当 金			630
材 料 貯 蔵 品			314	未 成 工 事 引 当 金			381
未 収 入 金			175	未 預 賞 役 工 所 定 期 一 延 税 金 引 当 金			550
繰 延 税 金 資 産			400	未 成 工 事 引 当 金			60
そ の 他 金			179	未 成 工 事 引 当 金			142
貸 倒 引 当 金			△8	未 成 工 事 引 当 金			900
固 定 資 産			25,630	固 定 負 債			58
有 形 固 定 資 産			11,073	長 期 一 延 税 金 引 当 金			15
建 物 ・ 構 築 物			4,533	繰 上 げ 引 当 金			74
機 械 ・ 運 搬 具			286	繰 上 げ 引 当 金			5,858
工 具 器 具 ・ 備 品			96	繰 上 げ 引 当 金			1,960
土 地			6,024	繰 上 げ 引 当 金			201
建 設 仮 勘 定			131	繰 上 げ 引 当 金			854
無 形 固 定 資 産			91	繰 上 げ 引 当 金			2,537
ソ フ ト ウ エ ア			38	繰 上 げ 引 当 金			304
電 話 加 入 権			47	繰 上 げ 引 当 金			17,821
そ の 他			4	繰 上 げ 引 当 金			
投 資 所 有 権			14,465	繰 上 げ 引 当 金			
投 資 有 価 証 券			10,656	繰 上 げ 引 当 金			
関 係 会 社 株 式			2,995	繰 上 げ 引 当 金			
長 期 貸 付 金			188	繰 上 げ 引 当 金			
長 期 滞 留 債 権			108	繰 上 げ 引 当 金			
長 期 前 払 費 用			55	繰 上 げ 引 当 金			
そ の 他			589	繰 上 げ 引 当 金			
貸 倒 引 当 金			△128	繰 上 げ 引 当 金			
資 産 合 計			49,419	負 債 純 資 産 合 計			49,419

損益計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目							金 額			
売上高								54,843		
完	成	工	事	高			41,737			
兼	業	事	業	売	上	高	13,106			
売	上	原	価					49,028		
完	成	工	事	原	価		37,972			
兼	業	事	業	売	上	原	11,056			
売	上	総	利					5,814		
完	成	工	事	総	利	益	3,764			
兼	業	事	業	総	利	益	2,049			
販売費及び一般管理費								3,672		
営業利益								2,142		
営業外収益								640		
	受	取	利	息	配	当	金	389		
	そ			の			他	251		
営	業	外	費		用			236		
	支		払		利		息	44		
	そ		の				他	191		
経常利益								2,546		
特別利益								1		
特	投	資	有	価	証	券	売	却	益	1
		別		損		失			189	
	固	定	資	産	処	分	損		89	
	関	係	会	社	株	式	評	価	93	
	そ			の					7	
税引前当期純利益								2,358		
法人税、住民税及び事業税								786		
法人税等調整額								△21		
当期純利益								1,593		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

NDS株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NDS株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NDS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に、コムシスホールディングス株式会社との経営統合に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

NDS株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	谷	浩	之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	谷	浩	二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NDS株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に、コムシスホールディングス株式会社との経営統合に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画（監査実施計画、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画（監査実施計画、職務の分担等）に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書）等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業の実際を調査するとともに報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びそれらの事業報告の記載内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

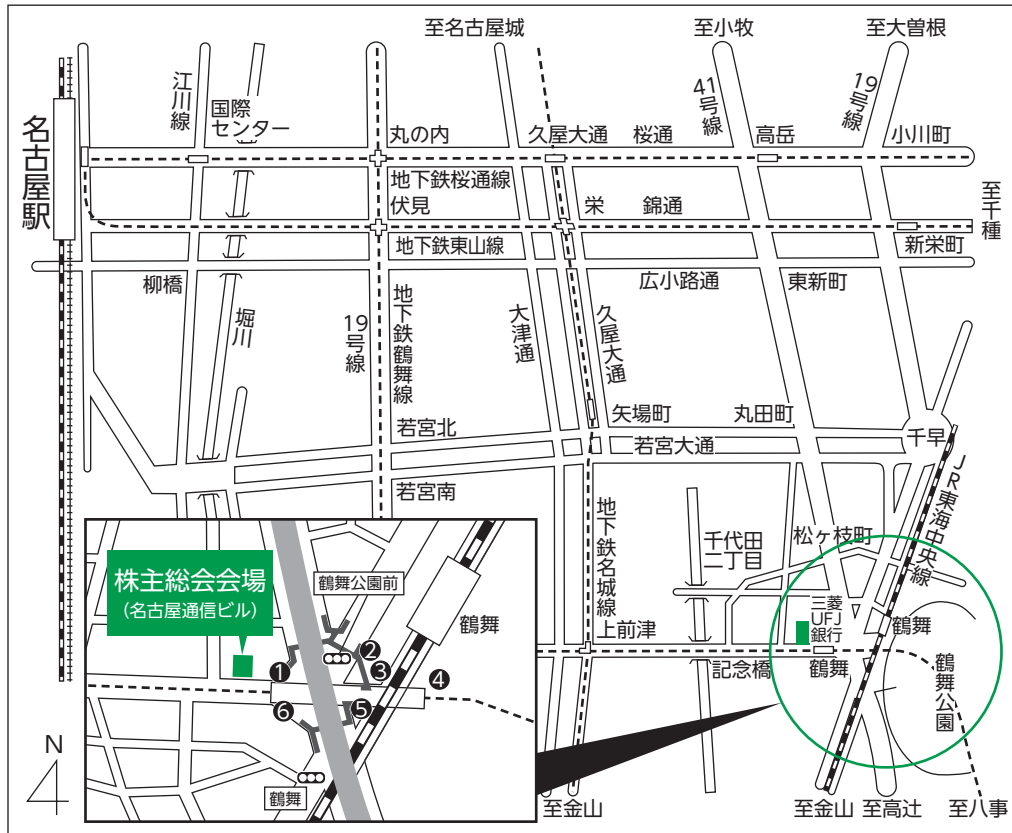
平成30年5月17日

N	D	S	株	式	会	社	監	査	役	会
常	勤	監	査	役	加	藤	正	臣	印	
社	外	監	査	役	榎		啓	一	印	
社	外	監	査	役	三	矢	金	平	印	
監	査	役	吉	川				努	印	

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場…名古屋市中区千代田二丁目15番18号
名古屋通信ビル 2階ホール



最寄下車駅 { J R 東海…中央線鶴舞駅下車徒歩約 5 分
地 下 鉄…鶴舞線鶴舞駅下車（1 番出口）徒歩約 3 分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

